

来年1月から新相続税がスタート

遺言書は「争続」回避に有効
教育資金など一括贈与も可能

相続対策として大事なのが分劃、評価減、納税の3つの対策だ。分劃対策はどの財産を誰がどれだけ受け取るかを事前に決めておくこと。財産額の多少ではなく、家族でいづれ「争続」にならないための対策だ。

その心配を一番軽減できるのは遺言書。不動産が多い人や事業用の財産や同族会社の株式がある人、子どもがいらない人は遺言書を書いておくことは必須だ。遺言書には「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2種類があり、それぞれ特徴がある。できれば公正証書に原本が保管される安心な公正証書遺言にしたい。

次に評価減対策。一般的なのが土地に賃貸マンションやアパートを建て、人に貸すこと。建物や土地の評価額を引き下げる効果がある。3番目の納税対策は相続税の子どもと納めるための対策。相続が発生して10カ月以内に原則現金で納税しなければならぬ。事前に対策を取っておかないと、残された家族が最も困ることになる。生前贈与も相続対策に有効だ。贈与税にも基礎控除があり、一人当たり年間110万円までの贈与なら非課税となる。生前贈与で大切なのは証拠を残しておくこと。例えば、何を誰に贈与したかを明確にするため、「贈与契約書」を作っておくのもいい。

遺言書の種類

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本人自らが全文、日付、氏名を自書して作成	公証役場で2人以上の証人の立ち会いのもと、公証人が作成
費用	特になし	公証人に対する報酬が数万円から10万円程度は必要 ※遺言内容によって変化する
必要なもの	用紙、筆記用具、印鑑	戸籍、住民票、預貯金の通帳の写し、固定資産評価証明書など ※遺言内容によって変化する
保管場所	自由	原本は公証役場、正本と謄本は本人
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 自分で簡単に作成できる 費用がかららない 外部にもれない 	<ul style="list-style-type: none"> 紛失や改ざんの危険がない 内容に不備がほとんど出ず無効になりにくい 法的効力が強い 相続のときに検認が必要
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 紛失や偽造のおそれがある 内容が明確でない、不備があるなどで無効になる可能性も 検認の手続きが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 財産の価額をもとに、公証人手数料がかかる 書き直しがしにくい

三輪厚二税理士事務所 所長・三輪厚二氏に聞く



何件したのか、その件数と事前設定した単価から、明確に報酬を算出するシステムで、相続人の方にとっても安心、納得していただけます。

同システムでは、不動産の数や比較の少く、現金や有価証券といった金融資産との比率が高い方は、報酬が割安との評価をいただいています。料金を体系も分かりやすく、料金も20万円(税別)からと低価格です。お問い合わせも多いですね。

また、無料相談の枠組み「SPクラブ」も作りました。入金金や年会費も不要で、登録していただいた方には、相続の相談だけでなく、不動産活用や融資のご相談、広大地の簡易判定、事業継承などの相談などに初回無料でお受けしています。

メルレで税務情報を発信したり、相続税の申告報酬の割引などのサービスも実施しています。相談では的確なアドバイスができるよう、資産内容や親族関係図などをお持ちいただき、じっくり時間をかけて話し合い、相続人の考えを聞かせていただきます。

また相続に関するセミナーや勉強会などに招待させていただきます。相続への理解を深めてもらう機会にしたいと考えています。

2015年1月から相続税の基礎控除額が親の6割に引き下げられ、今までは関係ないと思っていた人も相続税の納税者になる可能性があります。特に大阪市内や阪神間など、路線価の高いエリアに自宅や不動産を有している人は注意が必要です。いざという時のために今から相続対策を準備しましょう。

とはいえ、税に関する知識や情報を持っていないのが一般的。そこで税務に詳しい税理士に相談してみようと思えるのではないのでしょうか。

積み上げ式報酬体系の採用で安心感 生前贈与を活用し、上手な相続対策を

法といえるでしょう。当事務所では10年以上前からこの点に着目し、ノウハウを蓄積してきました。相続は様々なケースがあり、どのケースにどの手法が適切かをアドバイスしていきたくと考えています。

もう一つは「生前贈与対策」です。元気なうちに、どの相続人への財産を相続させるかを決めておくことです。死後に相続ならぬ「争続」になるのを防ぐためでもあります。家族が財産を巡ってトラブルになるのを相続人にとってこれほど悪いことはいりません。

そのためには遺言書が有効です。自筆証書遺言ではなく、できれば公正証書遺言を作ることをお勧めします。手数料や本人以上の証人が必要ですが、原本が公正証書場に保管されますので、紛失や偽造の恐れがなく、安心です。

今回の税制改正は、相続税の負担増の一方で、贈与税には甘い規定になっています。これは高齢者の個人資産を若い世代に早く移転させ、消費を拡大しようという狙いがあるからです。

その意味で今後の相続対策として有効なのが、生前贈与を積極的に活用することです。毎年増える財産よりも多くの財産を子や孫に贈与することです。税負担の軽減の観点からも賢い方法ではないでしょうか。

相続税をはじめ税金に関して無関心ではいけない時代になりました。一般の方は税理士など、いざとなったらと敷居が高いと感じられる方もいらっしゃいます。相続は配偶者が相続する財産の額や、小規模宅地の特例をここで活用するか、専門的な知識と経験が必要です。納税に際しての的確なアドバイスがないと、多額の財産を失う可能性があります。報酬を明確にしている税理士を選ぶことが重要です。

「生前贈与」で財産を守れ

相続税は、もはやお金持ちだけにかかる税金でなくなりました。これからは、生前対策をしっかりと行わなければなりません。本書では新相続税の攻略法を盛り込み、相続税増税に備えた新相続対策を幅広く紹介しています。

三輪厚二所長の著書の紹介
「生前贈与」で財産を守れ

相続税は、もはやお金持ちだけにかかる税金でなくなりました。これからは、生前対策をしっかりと行わなければなりません。本書では新相続税の攻略法を盛り込み、相続税増税に備えた新相続対策を幅広く紹介しています。

三輪厚二税理士事務所 TEL:06-6209-8393

無料相談のSPクラブ

2015年1月から相続税の基礎控除額が親の6割に引き下げられ、今までは関係ないと思っていた人も相続税の納税者になる可能性があります。特に大阪市内や阪神間など、路線価の高いエリアに自宅や不動産を有している人は注意が必要です。いざという時のために今から相続対策を準備しましょう。

生前遺産分割を積極推進

今回の税制改正は、相続税の負担増の一方で、贈与税には甘い規定になっています。これは高齢者の個人資産を若い世代に早く移転させ、消費を拡大しようという狙いがあるからです。

日本経済新聞
平成26年3月24日(月)に掲載されました。